

税制改正について

～平成31年度より適用された主なもの～

個人市民税

- 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し（平成31年度課税分から適用）

所得控除額33万円の対象となる配偶者の給与収入の上限額を155万円に引き上げるとともに、給与収入201万円までが配偶者特別控除の適用対象となります。

配偶者控除等が適用される納税者本人に収入制限を設け、給与収入（合計所得金額）が1,120万円（900万円）を超える場合には控除額がてい減される仕組みとなります。

なお、給与収入（合計所得金額）が1,220万円（1,000万円）を超える場合には配偶者控除及び配偶者特別控除が適用されません。

※詳しくは、「個人市民税 3（5）所得控除」の配偶者控除及び配偶者特別控除を参照。

- 住宅借入金等特別税額控除の適用期間の延長

消費税率引き上げに伴う需要変動の平準化対策の一環として、住宅借入金等特別税額控除について、令和元年10月から令和2年12月末までの間の取得分は控除期間が3年間延長となります。

※新型コロナウイルスの影響により、住宅建設に遅延が生じた場合には、令和3年12月末までの間の取得分が対象となります。

法人市民税

- 法人市民税の法人税割の税率の引下げ（令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用）

消費税率が5%から8%に引き上げられた際に、都市と地方の財政力格差を是正するため、法人住民税の一部を国税の地方法人税とした上で、全額を地方交付税として分配する措置が講じられましたが、消費税率10%への引き上げに合わせて、さらにその措置が拡大されたため、法人市民税の法人税割の税率を引き下げます。

軽自動車税

- グリーン化特例（軽課）の延長（平成31年度～令和5年度課税分に適用）

最初の車両番号の指定を受けた車両のうち、一定の環境性能を有するものについて、その燃費性能に応じてグリーン化特例（軽課）を適用します。

平成31年度税制改正により、消費税率引き上げに考慮し、令和2年度及び令和3年度は、平成31年度の特例内容が適用となりますが、令和4年度及び令和5年度は、自家用乗用の軽自動車に係る適用対象が電気自動車等のみに限定されることとなります。

- ・平成30年4月1日から平成31年3月31日の間に取得した車両→平成31年度
- ・平成31年4月1日から令和2年3月31日の間に取得した車両→令和2年度
- ・令和2年4月1日から令和3年3月31日の間に取得した車両→令和3年度
- ・令和3年4月1日から令和4年3月31日の間に取得した車両→令和4年度
- ・令和4年4月1日から令和5年3月31日の間に取得した車両→令和5年度

- 環境性能割の創設及び一定期間における臨時的軽減（令和元年10月1日以後の登録車両から適用）

令和元年10月の消費税率10%への引き上げ時に、自動車取得税が廃止され、自動車税及び軽自動車税に、燃費基準値達成度等に応じて、それぞれ環境性能割が導入されます。

ただし、消費税率引き上げに伴う需要変動の平準化対策の一環として、令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に取得した自家用乗用の軽自動車については、環境性能割の税率が1%軽減となります。

市たばこ税

- 紙巻たばこの税率引き上げ（平成30年度から適用）

平成30年10月1日より下表のとおり税率の引き上げが行われます。

(単位:千本あたり)

時期 区分	現行 平成30年10月1日	令和2年10月1日	令和3年10月1日
市町村たばこ税	5,692円 (430円増)	6,122円 (430円増)	6,552円 (430円増)
道府県たばこ税	930円	1,000円	1,070円
国のたばこ税	6,622円	7,122円	7,622円

- 旧三級品特例税率の廃止時期の延期（平成31年度から適用）

特例税率廃止時期が平成31年4月から令和元年10月に延期となります。

特例税率が廃止された場合、旧三級品の税率は紙巻たばこと同じ税率となります。

～令和2年度以降適用される主なもの～

個人市民税

- 給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の見直し（令和3年度課税分から適用）

給与所得控除及び公的年金控除を一律10万円引き下げ、基礎控除を10万円引き上げます。

（給与・公的年金の両方の収入がある場合は、併せて10万円の引き下げとなります。）

また、併せて、それぞれの控除において、給与所得控除の控除上限額の引き下げ、公的年金等控除の控除上限額の設定や年金以外の所得金額に応じた公的年金等控除の引き下げ額の設定、基礎控除の所得金額に応じた控除額のてい減・消失など、高所得者を対象に控除額を制限するしくみが設けられます。

それらを踏まえた各控除の算出は、下表のとおりとなります。

《給与所得控除》

給与等の収入額	給与所得控除額
162万5千円以下	55万円
162万5千円超 180万円以下	その収入金額×40%-10万円
180万円超 360万円以下	その収入金額×30%+8万円
360万円超 660万円以下	その収入金額×20%+44万円
660万円超 850万円以下	その収入金額×10%+110万円
850万円超(※)	195万円

《基礎控除》

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	無し

※給与収入が850万円を超える場合で、以下①～③のいずれかに該当する場合は、給与収入(1,000万円超の場合は1,000万円)から850万円を控除した金額の10%を給与所得の金額から控除できます。

- ①本人が特別障害者である場合
- ②年齢23歳未満の扶養親族を有する場合
- ③特別障害者である同一生計配偶者・扶養親族を有する場合

《公的年金等控除》

年齢	公的年金等の収入金額【A】	控除額		
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上	330万円以下	110万円	100万円	90万円
	330万円超 410万円以下	【A】×25%+27万5千円	【A】×25%+17万5千円	【A】×25%+7万5千円
	410万円超 770万円以下	【A】×15%+68万5千円	【A】×15%+58万5千円	【A】×15%+48万5千円
	770万円超 1,000万円以下	【A】×5%+145万5千円	【A】×5%+135万5千円	【A】×5%+125万5千円
	1,000万円超	195万5千円	185万5千円	175万5千円
65歳未満	130万円以下	60万円	50万円	40万円
	130万円超 410万円以下	【A】×25%+27万5千円	【A】×25%+17万5千円	【A】×25%+7万5千円
	410万円超 770万円以下	【A】×15%+68万5千円	【A】×15%+58万5千円	【A】×15%+48万5千円
	770万円超 1,000万円以下	【A】×5%+145万5千円	【A】×5%+135万5千円	【A】×5%+125万5千円
	1,000万円超	195万5千円	185万5千円	175万5千円

● 所得控除及び非課税措置に係る所得要件の引き上げ（令和3年度課税分から適用）

基礎控除額の引き上げに伴い、各所得控除に係る所得要件が10万円引き上げとなります。

また、障がい者・未成年者・寡婦・寡夫に対する非課税措置の合計所得金額要件、均等割・所得割の非課税限度額も10万円引き上げとなります。

● 未婚のひとり親への個人住民税の非課税措置（令和3年度課税分から適用）

子どもの貧困に対応するため、前年の合計所得金額が135万円以下である未婚のひとり親の方は、個人住民税が非課税となります。

● 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し（令和3年度課税分から適用）

全てのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するための措置を講じます。

見直し後の控除については、下表のとおりとなります。

種類	控除額	要件（以下を満たし、婚姻していない者が対象）			
		事由	扶養親族・ 子どもの有無	本人の 前年合計 所得金額	住民票上 の記載
一般 寡婦	26万円	離婚	扶養親族	500 万円以下	事実婚 状態 でない
		死別 生死不明	(要件無し)	500 万円以下	事実婚 状態 でない
ひとり親 (男女)	30万円	未婚 離婚 死別 生死不明	生計を一にする子	500 万円以下	事実婚 状態 でない

市たばこ税

● 軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し（令和2年度から適用）

近年急速に販売が拡大している軽量な葉巻たばこ(1本1g未満)が、紙巻たばこと比較して税負担が低いことを踏まえ、課税方式を次のとおり見直します。

- ・ 軽量な葉巻たばこ1本 → 紙巻たばこ1本
- ・ 1本1g以上の葉巻たばこ1g → 紙巻たばこ1本

《経過措置》

- ・ 令和2年10月1日～令和3年9月30日までの間のみ

1本0.7g未満の軽量な葉巻たばこ1本 → 紙巻たばこ1本